

新しく市民になられた皆さんへ

マナー守って美しいまち

# 正しいごみの出し方



天草市役所 環境施設課

## はじめに

新しく天草市民となられた皆さんへ。

この冊子は、これから天草市で新しい生活を始められるにあたって、日々出てくるごみの出し方や収集日、引越しごみの処分方法などについて説明しています。

天草市では、町づくりの目標に「自然にやさしい環境づくり」を掲げ、ごみの減量・資源化に取り組んでいます。このため、資源になるものは「資源物」として集め、資源にならないものは、「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」として、市で指定している有料のごみ袋で出させていただくようにしています。

「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、「資源物」は、決められた日に、決められた場所（ステーション）に、出させていただくようルールを定めています。

特に資源物については、適切に分別して出させていただくことで、市民の皆さまと協働してリサイクルの推進を図っているところです。そのためには、資源物やごみ出しのルールを守っていただくことがとても大切になります。

ごみを出される前にこの『正しいごみの出し方』をお読みいただき、美しく住み良いまちづくりにご協力をお願いします。

なお、ステーションの管理は、行政区（自治会）で行っていただいておりますので、お住まいの行政区長へ連絡され、ごみ出しの日や場所を確認してください。また、行政区にご加入・ご協力をよろしくをお願いします。

# 目次

## ごみの出し方

|     |             |   |
|-----|-------------|---|
| Q1  | 引越しごみの処分方法  | 1 |
| Q2  | 市が収集するごみ    | 2 |
| Q3  | ごみの分別の種類    | 3 |
| Q4  | ごみの有料化について  | 4 |
| Q5  | 市指定ごみ袋とシール券 | 4 |
| Q6  | ごみを出せる場所    | 5 |
| Q7  | ごみを出せる日     | 5 |
| Q8  | ごみを出せる時間    | 5 |
| Q9  | 収集を休む日      | 6 |
| Q10 | ごみ袋には名前を書いて | 6 |

## 分別収集

|     |         |   |
|-----|---------|---|
| Q11 | 分別収集の意義 | 7 |
| Q12 | 燃やせるごみ  | 7 |
| Q13 | 燃やせないごみ | 7 |
| Q14 | 資源物     | 8 |

## ごみ処理一般

|     |              |    |
|-----|--------------|----|
| Q15 | ごみ減量の必要性     | 9  |
| Q16 | 事業系ごみ        | 10 |
| Q17 | 家電4品目は電気店へ   | 12 |
| Q18 | パソコンは製造メーカーへ | 13 |

## その他

|     |        |    |
|-----|--------|----|
| Q19 | 不法投棄   | 14 |
| Q20 | 問い合わせ先 | 14 |

# ごみの出し方

## Q1 引越しごみの処分方法

引越して来て、その際にごみがたくさん出たのですが、どのように処分すればよいのでしょうか？

**A** ごみは、基本的にこの冊子と一緒にお配りした「**家庭ごみ・資源物出し方カレンダー**」に従って正しく分別して、決められた収集日にお住まいの地区のステーションに出してください。（収集日、ステーションの場所等の詳細については、行政区長にお尋ねください。）

ただし、多量の包装材や不要な家具などのように、地区のステーションの許容量を越えてしまうような多量のごみは、数回に分けてステーションに出すか、次の方法により処分してください。

① 自分で本渡地区清掃センター、牛深クリーンセンター、西天草クリーンセンター、御所浦クリーンセンター、松島地区清掃センターへ搬入する（50 kgまで 250 円。50 kgを超えると、10 kgごとに 50 円加算、の料金が必要です。ただし、資源物は無料です。）。

○ ご自分で、ごみ処理場に持ち込まれる場合は、市の指定袋には入れないてください。袋に入れられる場合は、中身が見えるよう透明な袋で持ち込んでください。

○ 搬入日は、月～金曜日です。  
土・日曜、祝日は搬入できません。

（牛深・御所浦クリーンセンターは土曜日の午前中も受け入れます。）

（本渡地区・松島地区清掃センターは、毎月 29～31 日は処理機械の点検のため「燃やせないごみ」の搬入はできません。

※搬入時間は各センターで異なりますので詳しくは P16 を参照ください。

② 市が許可した一般廃棄物収集運搬業者に依頼する。

○ この場合、各業者が設定した料金を支払うこととなります。収集業者がわからないときは、P11 の許可業者一覧表をご覧ください。

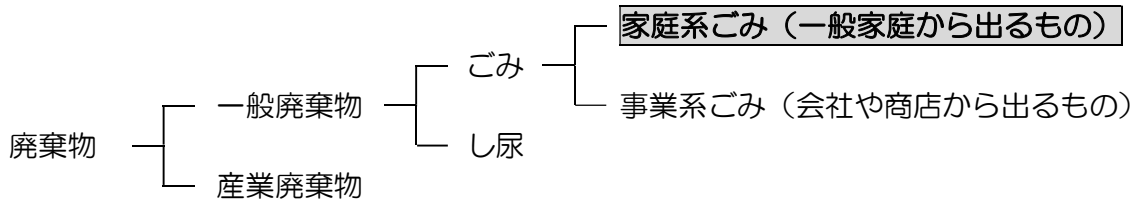
なお、資源として再利用できるものは、資源物の収集日に収集ステーションに出す（無料で収集します）などして、ごみの減量と資源化に努めましょう。

# ごみの出し方

## Q2 市が収集するごみ

天草市が収集するごみはどのようなものですか？

A ごみ日常生活のありとあらゆるところから出てきますが、廃棄物を法律上分類すると次のとおりになります。



市が収集するごみは、市民の日常生活から出てくる『家庭系ごみ』に限られています。

しかし、家庭から出るごみでも、次のようなものは収集しません。また、清掃センターへの持ち込みもできません。

- ① 家電リサイクル法対象家電4品目（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン）（電気店に引き取りを依頼してください。）  
（詳しくはP12をご覧ください。）
- ② デスクトップパソコン本体、ディスプレイ、ノートパソコン（製造メーカーに引き取りを依頼してください。）  
（詳しくはP13をご覧ください。）
- ③ タイヤ、バッテリー、建設廃材、土砂、焼却灰、コンクリート、ブロック、オートバイ、モーター、コンプレッサー等、ペンキ類、毒物・劇物、農業機械類、農業用ビニール、自動車用部品、プロパンガスボンベ、消火器、自動販売機、ピアノ、ポンプ類、風呂釜、太陽熱温水器、発電機、ボイラー、石油オイル類、直径5cm以上の枝木類  
（販売店に引き取ってもらうか、一般廃棄物収集運搬許可業者又は市役所環境施設課に相談してください。）  
（P11に許可業者一覧掲載）

## ごみの出し方

### Q3 ごみの分別の種類

どのようにごみを分別すればよいのですか？

A 分別の種類と収集の方法は、次のとおりです。

| ごみの種類    | 収集回数              | 有料／無料 | 排出方法                                      |
|----------|-------------------|-------|---|
| ①燃やせるごみ  | 週 2 回<br>ステーション方式 | 有 料   | 市の指定袋に入れて出してください。                         |
| ②燃やせないごみ | 月 1 回<br>ステーション方式 |       | ※指定袋に入らないごみは、シール券を貼って「燃やせないごみ」の日に出してください。 |
| ③資 源 物   | 月 2 回<br>ステーション方式 | 無 料   | 収集日に、ステーションに設置してある収集容器に入れてください。           |

ごみを出すときは、どの種類のごみになるかを「家庭ごみ・資源物出し方カレンダー」で確かめてください。

なお、分別されていないごみや指定袋以外の袋で出されているごみは、収集しませんので、正しい方法で出しましょう。

※ ステーションとは、各地区で決められたごみを出す場所のことで、それぞれの行政区（自治会）で管理運営されています。

## こみの出し方

### Q4 ごみの有料化について

以前住んでいた所では、ごみを出すのにお金（市指定ごみ袋）はかからなかったのですが、天草市はなぜ有料なのですか？

A 天草市では、家庭から出る燃やせるごみと燃やせないごみを地区のステーションに出すときは、それぞれの指定ごみ袋に入れるか、袋に入らない大きなごみにはシール券を貼って「燃やせないごみ」の日に出していただくようになっています。

ごみの有料化は、

- ① ごみの減量と資源化の促進
- ② ごみ処理経費負担の公平化

を目的としています。ご理解とご協力をお願いします。

### Q5 市指定ごみ袋とシール券

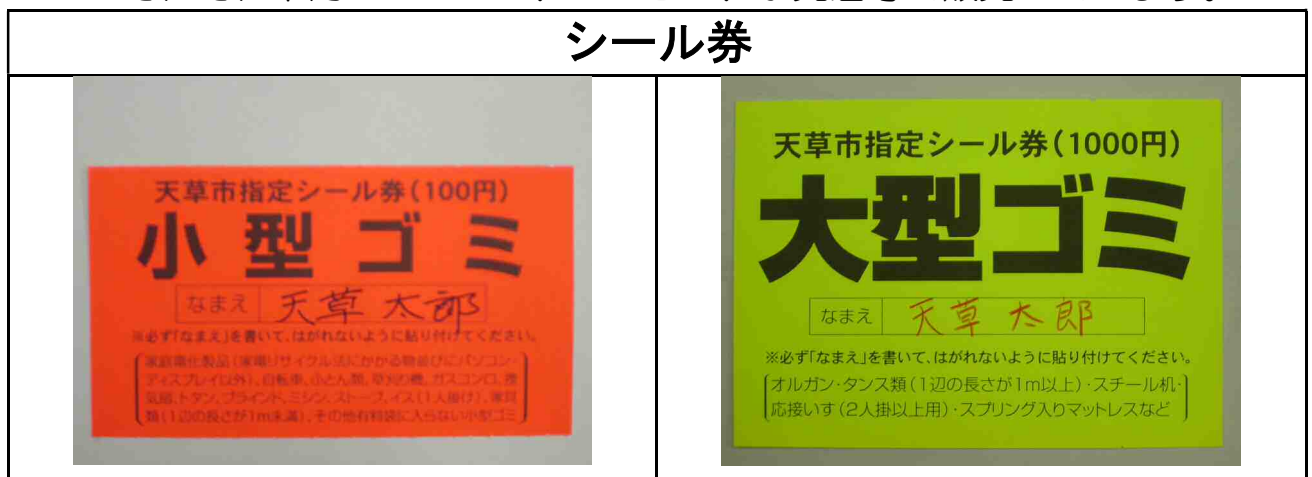
市指定ごみ袋とシール券はどのようなものですか？  
また、どこで販売されているのですか？

A 市指定ごみ袋とは、燃やせるごみ用、燃やせないごみ用のことです。シール券とは下に示したものです。

燃やせるごみ袋は、特大（50円）、大（40円）、小（20円）、特小（10円）の4種類があり、燃やせないごみ袋（50円）は1種類でそれぞれ10枚単位で販売しています。

シール券は、小型ゴミシール券（100円・5枚単位で販売）と大型ゴミシール券（1,000円）があります。

それぞれ市内のスーパー、コンビニ、小売店等で販売しています。





## ごみの出し方

### Q6 ごみを出せる場所

ごみはどこへ出したらよいのですか？

A ごみは各地区のステーション（各地区で決められたごみを出す場所）に出してください。ステーションは、ごみが出しやすく、収集作業に支障がない場所を行政区（自治会）で話し合っていて決めていただいております、その維持管理も各地区で行われていますので、決まりに従って出してください。

資源物は、ステーションにそれぞれの品目ごとに専用の収集容器を置きますので、品目ごとに分別して入れてください。

ステーションの場所が分からないときは、ご近所の方や行政区長さんにお尋ねください。

### Q7 ごみを出せる日

ごみはいつ出したらよいのですか？

A ごみの種類によって出せる日が異なります。「家庭ごみ・資源物出し方カレンダー」又は市ホームページに収集日を載せていますのでご確認ください。（収集日の変更がある場合は市広報紙「市政だより天草」でもお知らせします。）

### Q8 ごみを出せる時間

ごみはいつ出せばいいのですか？

A 原則として、収集日の朝8時30分までに出してください。収集日の前夜には出せません。

ただし、地区によって申し合わせて時間を決めてあるところもありますので、行政区長さんにお尋ねください。



## ごみの出し方

### Q9 収集を休む日

ごみは日曜日や祝日には集めないのですか？また、お盆や年末年始はどうなるのですか？

#### A ① 日曜日、祝日

ごみの収集日が日曜日、祝日などに当たるときは、収集しません。  
(一部地区を除く)

#### ② お盆

通常どおり収集します。

#### ③ 年末年始

12月29日～1月3日は収集を休みます。

(年末年始の土曜・日曜日の状況で、収集を休む期間が長くなる場合は、代替収集を行う場合があります。)

※ 代替の収集日などは、「家庭ごみ・資源物出し方カレンダー」や市のホームページ「くらしの情報」、市広報紙「市政だより天草」でご確認ください。

### Q10 ごみ袋には名前を書いて

ごみ袋には名前を記入するようになっていますが、別に間違ったものは入っていないので、記入しなくても良いのでは？

A 天草市では、ごみ袋には必ず名前を書いていただくようお願いをしています。その理由は、違反ごみ（ごみ出しルールを守らないごみ）をできるだけ減らしたいということです。

天草市では、違反ごみが出た場合は収集できない理由を書いた紙を貼付し、ごみ出しルールの徹底を図っています。しかし、違反ごみは後を絶たず、また、それらのごみ袋には決まって名前が書いてありません。名前を書くということは、自分の出したごみに対して責任を持つということです。ご協力をよろしくお願いします。

# 分 別 収 集

## Q 1 1 分別収集の意義

以前住んでいた所では、ごみの出し方はこんなに面倒ではありませんでした。どうしてこんなに細かくごみを分けなければいけないのですか？

A 天草市ではごみを、「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、「資源物」に分けて収集しています。

これは、ごみを減らし、資源化を促進することとごみ処理の効率をあげることが目的です。

この分別収集の実施により、

- ① ごみの減量化
- ② ごみの資源化・再利用
- ③ 環境保全（有害ごみの別途処分、ダイオキシンなど有害物質の発生抑制）などの効果をあげています。

## Q 1 2 燃やせるごみ

「燃やせるごみ」とはどのようなごみですか？

A 「燃やせるごみ」とは、台所の生ごみ、紙おむつ、資源化できない紙くず、木くずなどをいいます。（詳しくは「家庭ごみ・資源物出し方カレンダー」をご覧ください。）次の点に注意してください。

- 台所の生ごみは、水気をよくきってください。
- 紙おむつは、付着した汚物を取って燃やせるごみに出してください。
- 資源化できるものは資源物に出してください。

## Q 1 3 燃やせないごみ

「燃やせないごみ」とはどのようなごみですか？

A 「燃やせないごみ」とは、家庭電化製品類（家電4品目・パソコン本体・ディスプレイを除く）、陶磁器類、金属類、ガラス類、ビニール類、ふとん類、家具などをいいます。（詳しくは「家庭ごみ・資源物出し方カレンダー」をご覧ください。）

## 分 別 収 集

### Q 1 4 資源物

資源物とはどのようなものですか？

A 資源物とは、資源として再利用できるもののことです。資源物は、ペットボトル、白色発泡トレー、発泡スチロール、プラスチック製容器包装、紙類（新聞・チラシ、段ボール、飲料用パック類、その他紙）、布類、空き缶類（スチール缶・アルミ缶）、生きビン類、空きビン類（透明のビン、茶色のビン、その他の色のビン）、ガス缶類、乾電池、食用油、蛍光灯・白熱灯、生活金物類、小型家電です。

資源物は、事前に各ステーションに収集容器を置きますので、品目ごとに入れてください。（※小型家電はステーション回収ではなく拠点回収になります。）

ステーションには、分別の指導をしていただく環境美化推進員がおられます。環境美化推進員は、地区のみなさんの代表として指導にあたっていただいていますので、ご協力をお願いします。

#### [拠点回収]

市役所本庁及び各支所、コミュニティーセンターなどの施設で小型家電（14品目）、水銀体温計・血圧計、ライターの回収を行っています。

各施設の玄関やロビー、市民窓口などに回収容器を設置していますので、お持ちの際は直接投入してください。

◆回収時間 平日8：30～17：15

※但し、市役所本庁及び各支所は土・日も持ち込み可

◆回収場所

[本渡地区] 市役所本庁、本渡地区公民館、各町コミュニティーセンター

[牛深地区] 牛深支所、クリーンセンター、各出張所

[その他の地区] 各支所及び各出張所

（詳しくは「家庭ごみ・資源物出し方カレンダー」をご覧ください。）

# ごみ処理一般

## Q15 ごみ減量化の必要性

ごみ減量のため、市で取り組んでいることがありますか？

**A** 限られた資源を有効に活用するために、現在の「大量消費・大量廃棄の社会」を見直さなければいけません。

市では、「ごみの減量化・資源化」のために次のような事業も行っています。

### ① 生ごみ処理容器等設置補助事業

天草市では、生ごみを減らすため、生ごみ処理容器などの購入費の一部を助成しています。生ごみ処理容器などを使うことにより、家庭ごみの約4割を占める生ごみの減量や悪臭対策になります。

3万円を上限として、購入価格の2分の1（100円未満切捨て）の補助を行っています。

（対象者）

- ・天草市内に住所を有する個人（法人、団体は不可）
- ・同一世帯で、1年度に1度しか助成できません。

（購入店）

- ・天草市内の店舗で購入される場合のみ対象となります。

### ② 資源物回収活動報奨金交付事業

資源物の回収活動を行う各種団体等に、その回収活動を支援し、ごみの減量化を進めることを目的として報奨金を交付しています。

### ③ 廃食用油回収と軽油代替燃料の使用

家庭や公共施設から出される使用済みの天ぷら油などの食用油を軽油代替燃料に変換して、給食配送車などの公用車に使用しています。

## ごみ処理一般

### Q16 事業系ごみ

事業を始めようと思います。その場合、仕事で出たごみは、家庭のごみと一緒に出して良いのですか？

**A** 事業活動によって発生するごみのことを「事業系ごみ」といいます。事業とは、商店・工場・会社・飲食店などのことです。

この事業系ごみは、ステーションには出せません。自らの責任により次の2つの方法により処分することになります。

#### ① 自分で清掃センターに搬入する

本渡地区清掃センター、牛深クリーンセンター、西天草クリーンセンター、御所浦クリーンセンター、松島地区清掃センターへ自分で搬入します。その際には、きちんと分別をしてから持って行ってください。

その場合、50 kgまで 250 円。50 kgを超えると、10 kgごとに 50 円加算、の料金が必要となります。ただし、資源物は無料です。

また、搬入するときは、市指定ごみ袋に入れる必要はありませんが、中身が見えるよう、透明なビニール袋などに入れてください。中身の見えない黒い袋などでは持ち込みができません。

#### ② 許可業者に収集を依頼する

市が許可している収集運搬業者（P11）に依頼して、ごみを取りにきてもらいます。ただし、有料となります。料金については、それぞれの業者と相談してください。

天草市一般廃棄物収集運搬許可業者一覧（平成26年4月1日現在）

| 業者名          | 住所   | 作業区域    | 連絡先          |
|--------------|------|---------|--------------|
| 吉田産業（株）本渡支店  | 栢宇土町 | 天草市全域   | 23-1838      |
| （有）環境社       | 佐伊津町 |         | 23-6104      |
| 中村商店         | 楠浦町  |         | 23-3659      |
| （有）熊本クリーン開発  | 下浦町  |         | 22-4162      |
| （有）天草環境開発    | 太田町  |         | 22-5748      |
| （株）成和開発      | 宮地岳町 |         | 28-0558      |
| 八光海運（株）熊本支店  | 上天草市 |         | 0964-56-6000 |
| 光琳産業（有）      | 牛深町  |         | 72-2723      |
| （有）森繁産業      | 牛深町  |         | 73-4737      |
| （有）木村建材      | 有明町  |         | 52-0331      |
| （有）力丸産業運輸    | 有明町  |         | 54-4112      |
| （有）新和清掃      | 新和町  |         | 46-3063      |
| （有）大栄クリーン工業  | 五和町  |         | 34-0489      |
| （有）下田クリーン産業  | 天草町  |         | 42-3123      |
| 山寿産業         | 天草町  |         | 42-0020      |
| （有）天草エコ・クリーン | 御所浦町 | 67-3925 |              |

## ごみ処理一般

### Q17 家電4品目は電気店へ

家電リサイクル法の実施により、家電製品がごみとして出せないと聞いたのですが？

A 平成13年4月1日から「家電リサイクル法」が実施されました。家電リサイクル法は、今まで、埋め立て処分していた家電製品をリサイクルし、資源の有効活用と、埋め立て処分場の延命を図ることが目的です。

対象品目は、①テレビ（液晶・プラズマ含む）、②冷蔵庫・冷凍庫、③洗濯機・衣類乾燥機、④エアコン（室外機含む）の4品目です。

これらの4品目は、ごみステーションには出せません。また清掃センターへの持ち込みもできません。要らなくなった場合は、電気店に引き取りを依頼することになります。その際に、リサイクル料金と収集・運搬費を支払うことになります。

| 品目              | リサイクル料金（目安）   | 収集運搬費                            |
|-----------------|---------------|----------------------------------|
| テレビ             | 1,800円～4,000円 | （取扱店によって費用が違いますので、直接お問い合わせください。） |
| 冷蔵庫・冷凍庫         | 3,800円～6,000円 |                                  |
| 洗濯機             | 2,600円～3,500円 |                                  |
| エアコン<br>（室外機含む） | 1,600円～3,000円 |                                  |

詳しくは、一般財団法人 家電製品協会 家電リサイクル券センター（ホームページアドレス：<http://www.rkc.aeha.or.jp/>）でご確認ください。

電気店に引き取り依頼をするときは、家電製品を購入した電気店か、買い替えの際に引き取り依頼をしてください。

もし、購入した電気店が近くにない場合は、他の販売取扱店に依頼してください。

一般廃棄物を不法投棄した場合、法律で5年以下の懲役または1000万円以下の罰金が科せられます。



## ごみ処理一般

### Q18 パソコンは製造メーカーへ

要らなくなったパソコンは、ごみとして出せないと聞いたのですが？

A 平成15年10月1日から「PC（パソコン）リサイクル」が始まりました。これは消費者と業者が協力しながら、要らなくなったパソコンをリサイクルすることにより、廃棄物の削減と資源の有効利用を図るものです。

対象品目は、デスクトップパソコン本体、ディスプレイ（液晶含む）、ノートパソコンです。

（ワープロは対象外となりますので、今までどおり燃やせないごみに出してください。）

要らなくなったパソコンは、ごみステーションには出せません。また清掃センターへの持ち込みもできませんので、直接製造メーカーに引き取りを依頼することになります。その手順は次のとおりです。

- ① 消費者である皆さんが、直接製造メーカーに回収を依頼します。その際に、回収・リサイクル料金を支払うこととなります。（ただし、平成15年10月以降に発売され、「PCリサイクル」マークの貼ってあるパソコンは無料で回収されます。）



PCリサイクルマーク

- ② 製造メーカーから「エコゆうパック輸送伝票」が送られてきますので、梱包したパソコンに貼り、最寄りの郵便局に持ち込むか、または郵便局に引き取りを依頼します（料金は同額です）。

※ リサイクル料金などは、パソコンメーカー各社のWEBサイト等でご確認ください。

※ 「有限責任中間法人 パソコン3R推進センター」でも回収申込みができますので、お問い合わせください。

（ホームページアドレス <http://www.pc3r.jp/>）

【pc3r】で検索できます。

## そ の 他

### Q19 不法投棄

隣の空き地にごみが不法投棄されて困っています。何かよい解決方法はないでしょうか？

**A** もし、不法投棄している現場を見つけられたら、市役所環境施設課か警察に連絡をお願いします。

不法投棄は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」などの関係法令により処罰されます。

この法律では、一般廃棄物を不法投棄した場合、法律では5年以下の懲役または1000万円以下の罰金が科せられることになっています。

また、土地（山林や田畑等）や建物の所有者（管理者）は、日頃から、不法投棄などされないよう清掃を行い、適正な維持管理に努めてください。

### Q20 問い合わせ先

ごみの出し方でわからないことがあるときは、どこに連絡すればよいですか？

**A** この冊子は転入された方への説明用として作成しましたが、不明な点等がありましたら、市役所環境施設課及び各支所の担当課（P15）または各清掃センター（P16）までお問い合わせください。

○天草市役所連絡先

| 部署名   |       | 連絡先      |         |
|-------|-------|----------|---------|
| 天草市役所 | 市民生活部 | 環境施設課    | 23-1111 |
|       | 牛深支所  | 市民生活課    | 73-2111 |
|       | 有明支所  | まちづくり推進課 | 53-1111 |
|       | 御所浦支所 | 総務市民課    | 67-2111 |
|       | 倉岳支所  | まちづくり推進課 | 64-3111 |
|       | 栖本支所  | まちづくり推進課 | 66-3111 |
|       | 新和支所  | まちづくり推進課 | 46-2111 |
|       | 五和支所  | まちづくり推進課 | 32-1111 |
|       | 天草支所  | まちづくり推進課 | 42-1111 |
|       | 河浦支所  | まちづくり推進課 | 76-1111 |

○清掃センター等連絡先

| 施設名         | 受入地区                 | 連絡先     | 受入時間<br>及び受入日  |
|-------------|----------------------|---------|--|
| 本渡地区清掃センター  | 本渡・有明<br>栖本・新和<br>五和 | 23-1991 | 8:45~12:00<br>13:00~16:00<br>月~金<br>土・日曜、祝日の搬入はできません。<br>また、毎月29~31日は「燃やせないごみ」の搬入はできません。 |
| 松島地区清掃センター  | 倉岳                   | 57-0161 | 8:45~12:00<br>13:00~16:30<br>月~金<br>(土曜日は、8:45~11:30まで)<br>日曜、祝日の搬入はできません。               |
| 御所浦クリーンセンター | 御所浦                  | 67-3570 | 8:45~12:00<br>13:00~16:30<br>月~金<br>土・日曜と水曜日が祝日の場合は搬入できません。                              |
| 牛深クリーンセンター  | 牛深                   | 72-5541 | 8:45~12:00<br>13:00~16:30<br>月~金<br>土・日曜と水曜日が祝日の場合は搬入できません。                              |
| 西天草クリーンセンター | 天草・河浦                | 76-0331 | 8:45~12:00<br>13:00~16:30<br>月~金<br>土・日曜と水曜日が祝日の場合は搬入できません。                              |

天草市ではレジ袋削減運動に取り組んでいます

## お買い物にはマイバッグを 持参しましょう！

マイバッグを持参したり、少量の買いものをした時にレジ袋をことわることで大きなエコにつながります。レジ袋削減にご協力ください。

お買いものをする際の合言葉は、「**レジ袋はいりません！**」



★レジ袋をことわることで次のような効果があります。

- ①ごみの量が減ります
- ② 地球温暖化の防止につながります
- ③ 資源（石油）の節約につながります